

青森県報

第二千八百八十七号

平成二十年
一月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

水防警報を行う河川の指定……………(河川砂防課) ……一
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……一

公 告

行政書士試験の合格者……………(総務学事課) ……二
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二

告 示

青森県告示第五十六号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年一月二十八日

一級河川 岩木川水系

青森県知事 三 村 申 吾

二級河川 天田内川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
大和沢川	左岸 弘前市大字堀越字下川原一番七地先 右岸 弘前市大字川合字岡本二四番四地先	平川への合流点

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
天田内川	左岸 青森市大字油川字船岡六番七地先 右岸 青森市大字油川字実法五番二地先	海に至る場所

青森県告示第五十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「まへち農業協同組合猿辺出張所 張所	三戸郡三戸町大字貝守	」及び
「まへち農業協同組合諏訪ノ平出張所	三戸郡南部町大字玉掛	
「まへち農業協同組合名川中央出張所	三戸郡南部町大字上名久井	を削る。
「まへち農業協同組合剣吉出張所	三戸郡南部町大字斗賀	

公 告

行政書士試験の合格者

平成十九年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告する。

平成二十年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

受験番号
〇三二〇〇〇六
〇三二〇〇〇八
〇三二〇〇三〇
〇三二〇〇四〇
〇三二〇〇五〇
〇三二〇〇六八
〇三二〇〇八一
〇三二〇〇八六
〇三二〇一三八
〇三二〇二一九
〇三二〇二五三
〇三二〇二八〇
〇三二〇三〇二

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人障害者地域生活支援センターぴあ
- 三 代表者の氏名
高橋 等
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市東白山台三丁目二の二五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、多様な福祉サービスおよび介護保険サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域生活において営むことができるよう支援することを目的とする。

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	